

第16回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月11日(金) 午後5時50分から午後6時30分
2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室
3. 出席委員(14人)

会 長		森 本 耕 二
会長職務代理者	1番	香 川 国 彦
委 員	2番	小 野 寺 保
〃	3番	上 山 靖
〃	4番	岡 部 真 吾
〃	5番	河 田 浩 美
〃	6番	中 山 謙 次
〃	7番	鎌 田 尚 吾
〃	8番	山 内 徳 彦
〃	9番	伊 賀 勝 彦
〃	10番	後 藤 範 雄
〃	11番	高 橋 竜 竜
〃	12番	富 田 博 文
〃	13番	今 井 均

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

6番	中 山 謙 次
7番	鎌 田 尚 吾

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による報告について

議案第1号 士幌農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について

議案第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

議案第3号 農地等のあっせん申し出について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議案第5号 地域計画における目標地図素案の提出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加 藤 吉 宏
農地兼振興係長	大 久 伸 也
事務局職員	テキソエ 亜紀

6. 会議の概要

事務局長 (加藤局長)	ただいまから第16回士幌町農業委員会総会を開催いたします。 本日の総会出席者は14名中14名で定員数に達しておりますので、規定により総会が成立したことをご報告いたします。 農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立願います。
全員	【士幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (加藤局長)	ありがとうございました。 続きまして、森本会長からご挨拶をお願いいたします。
森本会長	皆さん、こんばんは。 本日は夜分遅く、大変お疲れのところ総会にお集まりいただき、ありがとうございます。 このたび新しく農協推薦というかたちで、士幌町長より任命がありました富田専務さんが本日付けで農業委員になられました。富田委員、これからどうぞよろしくをお願いいたします。このことにより数ヶ月欠員でした農業委員も14名、全員が揃いました。残りの任期1年と数ヶ月の間、農業委員、事務局が一丸となり職務を執り行っていきたいと思います。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。農作業では収穫作業も終盤をむかえ、にんじんや大豆等の作業、数日もしましたら、ビートも始まり、長いもへと収穫作業は続いていくかと思えます。朝晩の冷え込みや、日が暮れるのも早くなってきています。秋の収穫作業等には十分安全に配慮し農作業事故には気をつけて作業を進めていただきたいと思います。それでは、本日の総会よろしくをお願いいたします。
事務局 (加藤局長)	ありがとうございました。 以降の議事の進行につきましては、規定により森本会長をお願いいたします。
森本議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (加藤局長)	【会務報告を朗読】
森本議長	それでは会務報告の補足を求めます。香川代理
1番 (香川代理)	ありません。

森本議長	小野寺農地小委員長
2番 (小野寺委員)	ありません。
森本議長	上山農業振興小委員長
3番 (上山委員)	ありません。
森本議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
各委員	ありません。
森本議長	ないようですので会務報告につきましては以上といたします。 続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。6番中山謙次委員、7番鎌田尚吾委員よろしくお願ひいたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による報告について事務局より説明願ひます。
事務局 (大久係長)	報告第1号農地法第18条第6項の規定による報告について次のとおり、合意による賃貸借契約の解除通知があつたので報告します。令和6年10月11日提出 士幌町農業委員会 会長 森本耕二
	【報告第1号、議案書をもとに朗読と説明】
森本議長	それでは報告第1号番号1番の件につきまして意見質問を求めます。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので、報告第1号番号1番の件につきまして以上といたします。続きまして、番号2番・3番の件につきまして意見質問を求めます。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので、番号2番・3番の件につきましても以上といたします。 次に議案第1号士幌農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について事務局より説明願ひます。

事務局 (大久係長)	議案第1号士幌農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、次のとおり、許可申請があったので審議願います。令和6年10月11日提出 士幌町農業委員会 会長 森本耕二
	【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】
森本議長	それでは、議案第1号番号1番の件につきまして意見質問を求めます。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので、番号1番の件につきましては承認されたものとします。続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局 (大久係長)	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議願います。令和6年10月11日提出 士幌町農業委員会 会長 森本耕二
	【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】
森本議長	それでは番号1番の件につきまして調査員の報告を求めます。
3番 (上山委員)	現地を確認して参りました。買主の〇〇〇さんは、経営耕作地のすべてを適切に耕作しています。保有している機械の能力、農作業に従事する社員の状況から見て、農地を譲り受けても、農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。以上です。
森本議長	それではこの件につきまして意見質問を求めます。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので、この件は承認されたものとします。続きまして議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。
事務局 (大久係長)	議案第3号農地等のあっせん申し出について、次のとおり申し出があったので審議願います。令和6年10月11日提出士幌町農業委員会 会長 森本耕二
	【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】

森本議長	それでは議案第3号、番号1番の件につきまして意見質問を求めます。
10番 (後藤委員)	はい。この件につきましては〇〇地区農用地利用調整協議会に一任願いたいと思います。
森本議長	ただ今、後藤委員より番号1番の件につきまして〇〇地区農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
森本議長	番号1番につきましては以上といたします。続きまして、番号2番の件につきまして意見質問を求めます。
11番 (高橋委員)	はい。この件につきましては〇〇〇地区農用地利用調整協議会に一任願いたいと思います。
森本議長	ただ今、高橋委員より番号2番の件につきまして〇〇〇地区農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
森本議長	番号2番につきましては以上といたします。続きまして、番号3番の件につきまして意見質問を求めます。
2番 (小野寺委員)	はい。この件につきましては〇〇地区農用地利用調整協議会に一任願いたいと思います。
森本議長	ただ今、小野寺委員より番号3番の件につきまして〇〇地区農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
森本議長	番号3番は、以上といたします。 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。
事務局 (大久係長)	議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、士幌町より決定の求められた次の農用地利用集積計画について、審議願います。令和6年10月11日提出 士幌町農業委員会 会長 森本耕二

事務局 (大久係長)	【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】
森本議長	それでは貸借権設定番号1番から6番までの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません
森本議長	ないようですので、番号1番から6番の件につきましては、以上といたします。
事務局 (加藤局長)	それでは、番号7番に入る前に、議長の任を解き、会長の指名により議長の選出をお願いいたします。
森本議長	それでは香川代理を議長に指名します。
香川臨時議長	〇〇〇退席願います。 これより番号7番の件につきまして意見質問求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません
香川臨時議長	ないようですので、番号7番は承認されたものとしします。 〇〇〇、着席願います。
森本議長	それでは香川議長の任を解きます。 続きまして8番から10番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので、番号8番から10番の件につきましては、以上といたします。続きまして11番から13番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので、番号11番から13番の件につきましては、以上といたします。議案第4号につきまして、承認されたものとしします。

森本議長 続きまして議案第5号地域計画における目標地図素案の提出について事務局より説明願います。

事務局
(大久係長) 議案第5号地域計画における目標地図素案の提出について、次のとおり、地域計画における目標地図素案を作成したので審議願います。令和6年10月11日提出 土幌町農業委員会 会長 森本耕二

【議案第5号、議案書をもとに朗読と説明】

森本議長 それでは、議案第5号の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

11番
(高橋委員) 添付していただきました地図の素案が小さすぎて確認出来ません。

森本議長 事務局、大久係長

事務局
(大久係長) はい、地図作成のために使用しているシステムの仕様の関係もあるのですが、本来、事務局の考え方としては、土幌町全体の位置図を1ページにまとめて標記したかったのですが、システムの都合上、この縮尺より広く表記すると地図の色塗り表示されないという仕様のため、各地区2枚になる所もあるということで、地図を作成させていただいたところです。
主要の施設や耕作者が誰かってところについては、システムの中では誰かってところは追えますが地図のシステム仕様上、ご了承願いたいと思っています。以上です。

森本議長 基本的に他の市町村も、このような地図標記と同様な仕様で作成されているのですか。

事務局
(加藤局長) はい、同じだと思います。基本的に、国のほうで使用しているシステムをうちは使って出しているのですが、そのシステムを使っている市町村は同様の仕様となっていると思われます。

森本議長 それでは、大半、同じだと思っていいいですね。

事務局長 (加藤局長)	本来ですと、耕作者等を明記した大きく見えやすい地図を用意するのが良いと思いますが、使用目的が話し合いの場に持って行く図面なので、どこの誰が耕作しているかなどを記載することは行わないで、色分けされた地図をもとに、拡張希望地区、縮小予定の方がいる地区等についてこの先、誰が使うかの話し合いに持って行く地図です。土幌の場合ですと、認定農業者全般が、次に使う方の基準とする計画書を作ろうかと農業振興課で考えているので、誰かが借りることとなります。このものは、素案なので大きくみでの希望標記となっています。たとえばですと、今の現状ですと、この年齢はこの色で、後数十年するとこの色の年代に変わっていきます、など、イメージしやすいものを提示するのが、農業委員会の素案になります。
森本議長	わかりました、では各地区、この地図をもとに誰が耕作していて今後、誰が耕作する予定か、と、知る必要はないとのことによろしいですか。どちらかといえば、色分けされた年齢層等を分かれば良いとの捉え方でよろしいですか。
事務局長 (加藤局長)	はい、そうです。色分けされた地図をもとに、今後の耕作をする方の調整等につながる材料となるものを提出することとなっています。
森本議長	各地区で、今後の農地利用の調整の参考となる全体を見通せるものとして、この素案で十分との押さえ方で良いとのことですね。
事務局長 (加藤局長)	はい、そうです。 高橋委員、この説明で大丈夫ですか。
11番 (高橋委員)	そうであれば、記載されていますが小さくて読めないの、地図の色塗り箇所の色の説明だけお願いします。
事務局 (大久係長)	はい。 【議案第5号、目標地図素案P13～18色塗り箇所説明】
森本議長	ほかにこの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません

森本議長

ないようですので、議案第5号の件につきましては承認されたものとします。

以上をもちまして土幌町農業委員会第16回総会を閉会いたします。

午後6時30分 閉会